

令和6年7月30日
長崎港長

長崎港における台風等の対策基準

1 目的

この基準は、長崎港に影響を及ぼす台風、津波及び副振動(あびき)等による船舶事故等の災害の発生が予想される場合において、長崎港台風等対策委員会で協議した内容をもとに、長崎港長が港則法に基づいて行う勧告、命令等の発令基準を予め明らかにすることで、長崎港での各災害対策を円滑に実施し、各種船舶の安全確保を図ることを目的とするもの。

2 区分

警戒態勢等の区分は次のとおりとする。

- (1) 台風等
 - 第一警戒態勢(避難準備)
 - 第二警戒態勢(避難勧告)
- (2) 地震・津波
 - 津波注意態勢(注意勧告)
 - 津波警戒態勢(避難勧告)
 - 大津波警戒態勢(緊急避難勧告)
- (3) 副振動(あびき)
 - 警戒態勢(注意喚起)

3 警戒態勢等の発令基準及び各船舶の対応

別表1～3のとおりとする。

4 命令(港則法第9条、港則法第39条第3項に基づく命令)

長崎港長が次のいずれかに該当すると判断した場合において命令する。

- (1) 「勧告」に従わない場合。
- (2) 勧告を発令する暇もなく当該海域に甚大な被害の発生が予想される場合。

5 その他

各勧告の発令及び解除に関する情報については、別表1～3の「勧告・命令の伝達」の方法のほか、海の安全情報への掲載にて周知する。

付則 この基準は、令和6年7月30日から実施する。
・別表1～2の改正

台風等実施基準

別表1

区分	発令判断基準	発令時期	船舶の対応	解除判断基準	勧告・命令の伝達
<p>第一警戒態勢 (準備勧告)</p> <p>港則法第39条第4項に基づく勧告</p>	<p>次のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁から発表される台風の強風域(風速15m/s以上)に入ることが予想される場合。 ・台風以外の事象により、港内の船舶に影響が及ぶと予想される場合。 	<p>長崎港に台風の強風域が到達する概ね12時間前。</p> <p>ただし、発令が夜間・休日にかかる場合は前倒しするものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶は、台風等の動向に留意し、乗組員の待機、けい留索の補強、機関の起動準備等荒天準備を行うとともに、状況に応じて速やかに運航できるよう準備する。 なお、船舶の設備に応じてVHFを常時聴守し、AISを起動する。 2 危険物積載船は、強風域に入る前の十分余裕のある時期に荷役を中止し、在港船舶と同様の措置をとる。 3 小型船等は陸揚げするか、船溜りその他安全な場所に避難し、または状況に応じて速やかに避難できるように準備する。 4 海上における工事・作業現場、造船所及び岸壁上においては、風浪による流出の恐れのある物件の固縛、陸揚げ移動等の荒天準備をする。 	<p>気象庁から発表される台風進路予想及び現在位置等の情報により、台風の強風域が長崎港から遠ざかり、港内在泊船舶等に影響が及ばないと判断される場合。</p> <p>或いは、台風以外の事象による港内の船舶への影響が及ばないと判断される場合。</p> <p>解除時期:適宜</p>	<p>長崎港台風等対策委員会の連絡網により電話、FAX、メール等を使用して発令、解除を伝達する。</p>
<p>第二警戒態勢 (避難勧告)</p> <p>港則法第39条第4項に基づく勧告</p>	<p>次のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁から発表される台風の暴風域(風速25m/s以上)に入ることが明らかである場合。 ・台風以外の事象により、港内の船舶に相当な影響が及ぶと予想される場合。 	<p>長崎港に台風の暴風域が到達する概ね12時間前。</p> <p>ただし、発令が夜間にかかる場合は、日中に避難が完了できるよう考慮するものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶は、荒天準備を完了し、嚴重な警戒態勢とする。 在港中の大型船は、台風等の状況を勘案し、早期に出港し安全な海域に避難する等、船長の判断により適切な措置をとる。 なお、船舶の設備に応じてVHFを常時聴守し、AISを起動する。 2 危険物積載船は、荷役を中止し、安全な場所に避難する等、荒天準備を完了する。 3 小型船等は陸揚げするか、船溜りその他安全な場所に避難し、十分な固縛を行い、流出又は転覆などの防止措置をとる。 4 海上における工事・作業現場、造船所及び岸壁上においては、風浪による流出の恐れのある物件の固縛、陸揚げ移動等の荒天準備を完了し、嚴重な警戒態勢とする。 	<p>気象庁から発表される台風進路予想及び現在位置等の情報により、台風の暴風域が長崎港から遠ざかり、港内在泊船舶等に相当な影響が及ばないと判断される場合。</p> <p>或いは、台風以外の事象による港内の船舶への相当な影響が及ばないと判断される場合。</p> <p>解除時期:適宜 ※解除後は、第一警戒態勢(準備勧告)へ段階的に以降する場合もある。</p>	<p>長崎港台風等対策委員会の連絡網により電話、FAX、メール等を使用して発令、解除を伝達する。</p>
<p>命令</p> <p>港則法第9条、同第39条第3項に基づく命令</p>	<p>次のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> イ「勧告」に従わない場合。 ロ 勧告を発令する暇もなく当該海域に甚大な被害の発生が予想される場合。 	<p>対象船舶が安全に命令内容を実施出来る時期</p>	<p>命令を受けた船舶は、直ちに命令に従う。</p>	<p>解除時期:適宜 ※解除後は、第一警戒態勢(準備勧告)へ段階的に以降する場合もある。</p>	<p>港の区域、特定の船種、又は個別の船舶を指定し電話等により行う。</p>

※ 警戒態勢発令前に必要に応じて注意喚起をメール、FAX、電話等の可能な限りの手段で行うものとする。

【長崎港において、台風の来襲時には、第3区及び第4区における錨泊は自粛する。ただし、総トン数2,000トン未満の船舶は、強風域のみが来襲することが明らかである場合には、船長判断により錨泊できるものとする。】

地震・津波実施基準

別表2

区分	発令判断基準	発令時期	津波到来までの時間的余裕	船舶の対応						解除判断基準	勧告・命令の伝達	
				港内着岸船				錨泊船	航行船			
				大型船・中型船		小型船	大型船		小型船			
				一般船舶	危険物積載船舶							
津波注意態勢 (注意勧告) 港則法第39条第4項に基づく勧告	気象庁から津波注意報が発表された場合	気象庁から津波注意報が発表された場合		津波関連情報の収集及び準備	荷役・作業中止(注1) 津波関連情報の収集	津波関連情報の収集及び準備	津波関連情報の収集及び準備	津波関連情報の収集及び準備	津波関連情報の収集及び準備			
津波警戒態勢 (避難勧告) 港則法第39条第4項に基づく勧告	気象庁から津波警報が発表された場合	気象庁から津波警報が発表された場合	あり	・荷役・作業中止 ・港外退避又は係留避泊	・荷役・作業中止 ・港外退避		・港外退避	・港外退避	・着岸のうえ陸揚固縛若しくは係留強化又は港外退避	気象庁が発表する「津波情報」の解除により、津波の襲来が予想されなくなり、港内在泊船舶等に影響が及ばないと判断される場合。 解除時期：適宜	長崎港台風等対策委員会の連絡網により電話、FAX、メール等を使用して発令、解除を伝達する。	
		なし	・荷役・作業中止 ・係留避泊	・荷役・作業中止 ・係留避泊	・陸揚固縛又は係留強化 (場合によっては、港外退避)	・港内避泊	・港内避泊	・着岸又は港内避泊				
大津波警戒態勢 (緊急避難勧告) 港則法第39条第4項に基づく勧告	気象庁から大津波警報が発表された場合	気象庁から大津波警報が発表された場合	あり	・荷役・作業中止 ・港外退避		・荷役・作業中止 ・港外退避	・港外退避	・港外退避	・着岸のうえ陸揚固縛若しくは係留強化又は港外退避			
			なし	・荷役・作業中止 ・係留避泊	・荷役・作業中止 ・係留避泊	・港内避泊	・港内避泊	・着岸又は港内避泊				
命令 港則法第9条、同第39条第3項に基づく命令	イ「勧告」に従わない場合 ロ 勧告を発令する暇もなく当該海域に甚大な被害の発生が予想される場合	対象船舶が安全に命令内容を実施できる時期		命令を受けた船舶は、直ちに命令に従う。							港の区域、特定の船種、又は個別の船舶を指定し電話等により行う。	

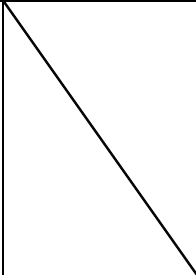
各船長等の関係者は、安全な避難場所の選考と所要時間を検討確認しておく。

- ※1 各対応にあったっては、人命を第一としてこれにあたること。
- ※2 大型船とは、タグボート等の補助船、パイロット等を必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- ※3 小型船とは、プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶。(中型船とは、大型船及び小型船以外の船舶をいう。)
- ※4 津波の来襲までに時間的余裕がある場合とは、津波が到達する前に、港外退避又は陸揚固縛等の安全な状態に置くまでの時間的余裕がある場合。(なし:それがない場合)
- ※5 係留避泊とは、係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する。
- ※6 港外退避とは、沖合の水深が深く、十分広い海域に避難すること。なお、小型船の港外退避は、長崎港以外の安全な海域等に避難すること。
- ※7 陸揚げ固縛とは、小型船を陸上の安全な場所に陸揚げし、流出しないように固縛すること。

注1:津波注意態勢における危険物積載船の荷役にあつては、津波情報に十分留意し、津波第一波の到達予想時刻まで十分余裕のある時期までに荷役を中止できるようにしておくこと。

副振動実施基準

別表3

区分	発令判断基準	発令時期	船舶の対応	解除判断基準	勧告・命令の伝達
<p>警戒態勢 (注意勧告) 港則法第39条第4項に基づく勧告</p>	<p>長崎港に長崎地方気象台から「副振動に関する長崎県潮位情報」が発表され、災害の発生が予想される場合。(副振動の最大振幅が1.9m以上とする。)</p>	<p>長崎港に長崎地方気象台から最大振幅1.9m以上の「副振動に関する長崎県潮位情報」が発表された場合。</p>	<p>潮位の変動に留意し、けい留索の補強、機関の起動準備等の準備を行うとともに、状況に応じて速やかに運航できるように準備する。 なお、急激な潮位の増減を感知した場合には、船長の判断により船舶の港外への避難等適切な措置をとる。</p> <p>海上における工事・作業現場、造船所及び岸壁上においては、風浪による流出の恐れのある物件の固縛、陸揚げ移動等の適切な措置をとる。</p>	<p>長崎港に副振動による影響がなくなり、港内在泊船舶等に影響がないと判断される場合。</p> <p>解除時期:適宜</p>	<p>長崎港台風等対策委員会の連絡網により電話、FAX、メール等を使用して発令、解除を伝達する。</p>
<p>命令 港則法第9条、同第39条第3項に基づく命令</p>	<p>イ「勧告」に従わない場合 ロ 勧告を発令する暇もなく当該海域に基大な被害の発生が予想される場合</p>	<p>対象船舶が安全に命令内容を実施できる時期</p>	<p>命令を受けた船舶は、直ちに命令に従う。</p>		<p>港の区域、特定の船種、又は個別の船舶を指定し電話等により行う。</p>